

議案第 5 号

財産の減額貸付けについて

保育所の敷地の用に供するため、次のとおり普通財産を減額貸付けする。

1 貸付けする普通財産（土地）

所 在	地 積
野田市鶴奉228番ほか4筆の一部	4,022.19㎡

2 貸付けの相手方

東京都品川区東品川一丁目3番10号

アートチャイルドケア株式会社 代表取締役 村田 省三

3 減額貸付けの期間

令和2年10月1日から令和32年9月30日まで

4 減額後の貸付料の年額

令和2年10月1日現在における当該土地に係る近傍宅地の固定資産税相当額（評価替えにより改定した場合は、改定後の額）の3倍の額の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）

令和2年9月1日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立東部保育所の現指定管理者から、同保育所を譲り受け、民設民営による保育の実施の申出があったことから、保育所の敷地の用に供するため、普通財産である土地を減額貸付けしようとするものである。